

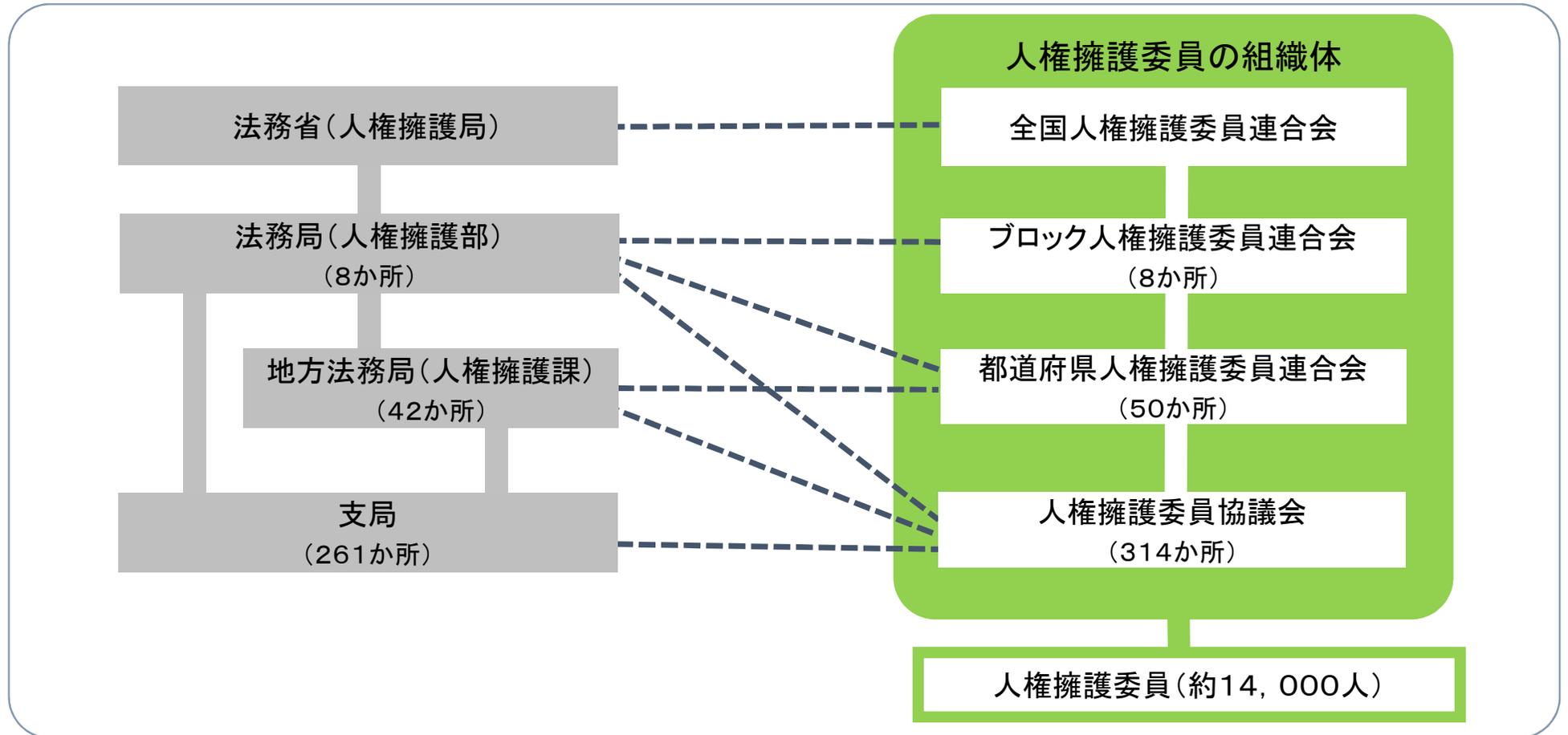
令和4年6月

人権擁護委員活動の実施

法務省人権擁護局

法務省の人権擁護機関

法務省の人権擁護機関の組織図 (令和4年4月1日現在)



国民の人権を擁護し、人権尊重思想の普及高揚を図るため、**官民一体**となって活動を展開

法務省の人権擁護機関の役割

人権啓発活動

国民一人一人が、互いの人権を尊重することの重要性を認識し、その理念を日常生活に根付かせる活動

様々な活動手法

- ・人権教室
- ・人権の花運動
- ・企業研修
- ・シンポジウム、講演会
- ・テレビ、ラジオ等による放送
- ・新聞、広報誌への掲載
- ・インターネット広告
- ・ホームページや動画配信サイトでの啓発資料等の公表



人権啓発動画「『誰か』のことじゃない。」
(YouTube法務省チャンネル)

人権相談活動

いじめ、虐待、差別、インターネット上での誹謗中傷等の様々な人権に関する相談について、適切な助言等を行うことで問題解決を図る活動

多様な相談ツール

- ・面談（常設／特設相談所）
- ・電話（みんなの人権110番等）
- ・メール（SOS-eメール）
- ・手紙（子どもの人権SOSミニレター）
- ・SNS（LINE人権相談）



子どもの人権SOS-eメール相談入口ページ画面

調査・救済活動

人権侵害の疑いのある事案について、被害者の申告等を受けて調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることで問題解決を図る活動

人権侵犯事件の措置

- ・援助：関係機関等の紹介、働きかけ、法律上の助言
- ・調整：被害者等と相手方等との関係の調整
- ・要請：実効的な対応が可能な者に対する要請
- ・説示：人権侵害の加害者等に対する事理の説示
- ・勧告：人権侵害の加害者等に対する改善の勧告
など

人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現

昨今の人権課題の状況

国内の人権状況は、従来からの人権問題である子ども、女性、高齢者や障害者等に対する差別や虐待等の事案、外国人に対する差別に加え、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見・差別など、新たな人権問題も生じ、インターネット上の人権問題が社会問題となるなど、深刻な状況にある。

子どもに関する人権侵害

- ・ いじめの認知件数（令和2年度約52万件）
- ・ 児童虐待相談件数（令和2年度約21万件）
- ・ 児童虐待被害児童が過去最多（令和2年）
- ・ 小中高生の自殺者数が過去最多（令和2年度）

中長期的に大幅な増加

子どもを取り巻く
人権状況の悪化

- ・ SNSいじめなど認知され難いいじめの存在
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による新たなストレス要因や子どもの見守り機会の減少による児童虐待被害の増加のおそれ

インターネット上の人権侵害

- ・ インターネット上の人権侵害に関する相談が過去最多（令和3年約8千件）

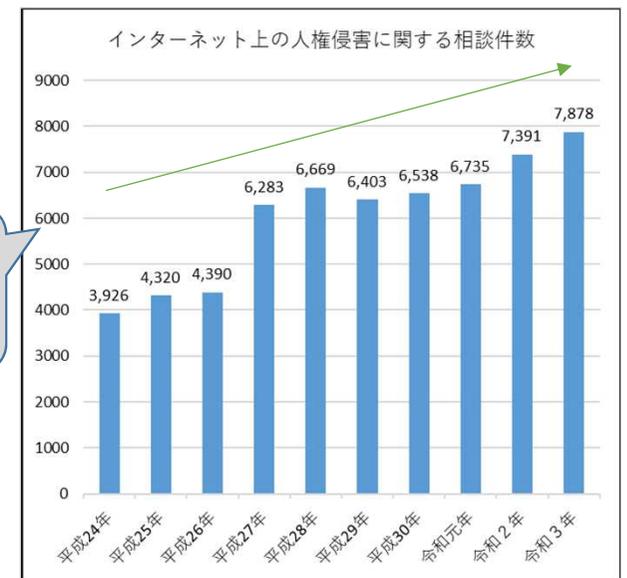
誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、
新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する誹謗中傷も

○ 令和3年インターネット上の
人権侵害に関する人権侵犯事件数 1,736件

- (内訳)
- ・ プライバシーの侵害 725件
 - ・ 名誉毀損 483件
 - ・ 識別情報の摘示 296件
 - ・ 私事性的画像記録 98件
 - ・ その他 134件



SNSの匿名性、
情報発信の容易さ
もあり、増加し続
けている

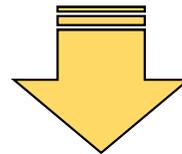


人権擁護委員制度（1）

- 人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱した民間のボランティア
- 様々な分野の人々が、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないよう配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設
- 全国の各市町村に約14,000人

諸外国にも例を見ない
我が国独自の制度

全国の市町村にあまねく配置された人権擁護委員によって、
地域の実情を踏まえたより身近な人権擁護活動が展開可能



国と人権擁護委員が補完しあい、互いの長所を生かした人権擁護活動を展開

人権擁護委員制度（2）

使命

人権擁護委員法

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

任期

3年（再任可）

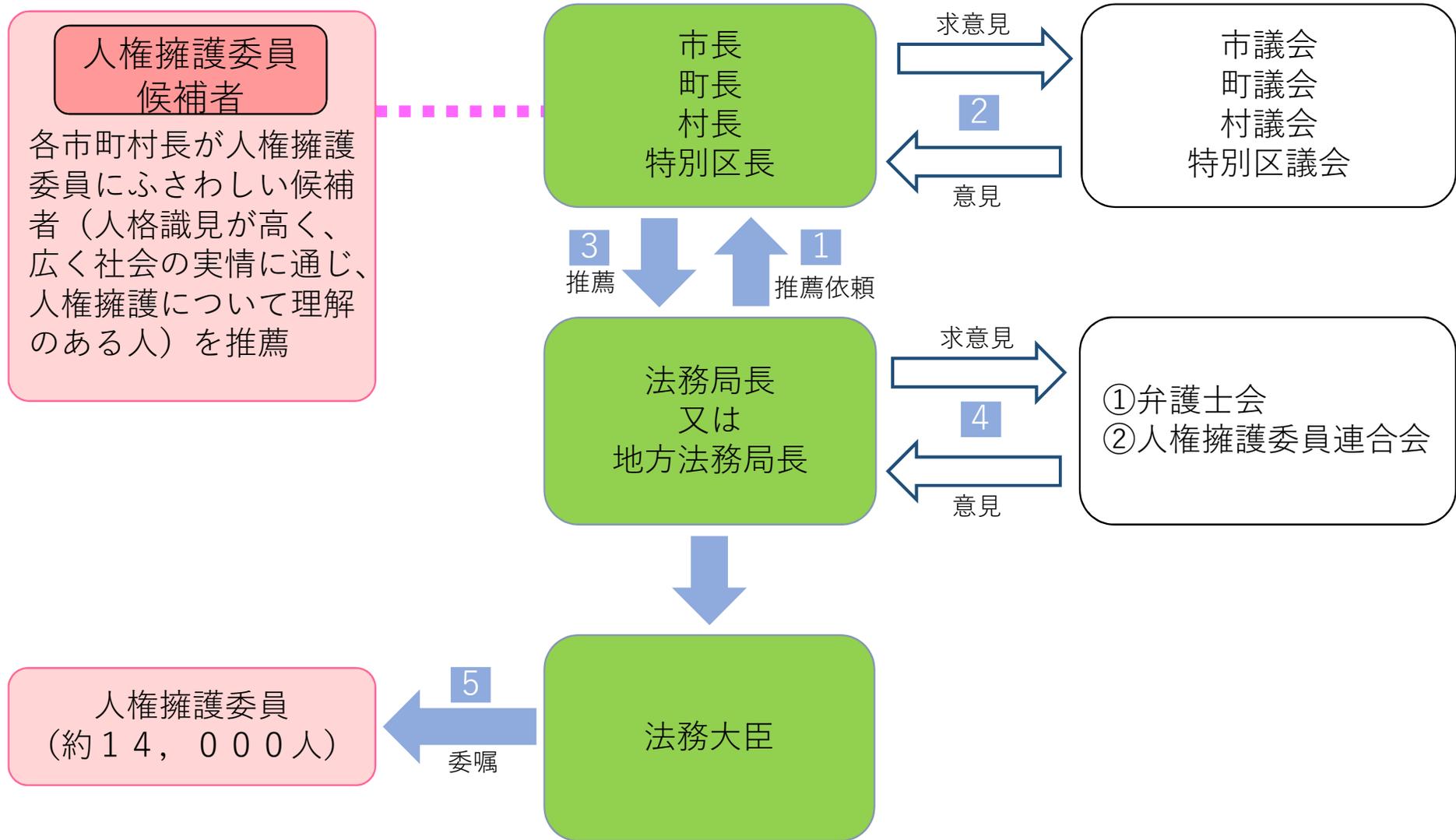
年齢

法律上の年齢制限なし（ただし、運用により、原則として初任は68歳まで、再任は74歳まで）

実費弁償

職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる

人権擁護委員の委嘱の流れ



人権擁護委員の活動

- 人権擁護委員は、法務局職員と連携・協力しながら、人権啓発活動、人権相談活動、調査・救済活動を実施
- 人権擁護委員は、特に人権啓発活動及び人権相談活動で活躍
- 人権擁護委員とその組織体の活動全般の企画・立案、組織体の運営及び関係機関との連絡調整などの「事務局事務」を実施



スポーツチームと連携した啓発活動



面談による人権相談



人権擁護委員組織体の事務局の様子

人権擁護委員の活動 —人権啓発活動—



中学校における人権教室
(障害者スポーツ体験)



小学校における人権の花運動



スポーツチームと連携した啓発活動



携帯電話会社等によるスマホ・ケータイ安全
教室と連携した人権教室をWEBで実施

コロナ禍により、従来どおりの接触型・対面型による啓発活動
が実施できず、人権擁護委員による啓発活動従事回数が減少

人権擁護委員による啓発活動従事回数

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
252,565	250,721	251,940	138,675	176,321

← 前
→ 後
コロナ前 コロナ後

人権擁護委員の活動 —人権相談活動—

人権擁護委員は、法務局の常設人権相談所や市役所等の公共施設における特設相談所で人権相談を実施



面談



電話



インターネット



手紙 (SOSミニレター)



SNS (LINE)

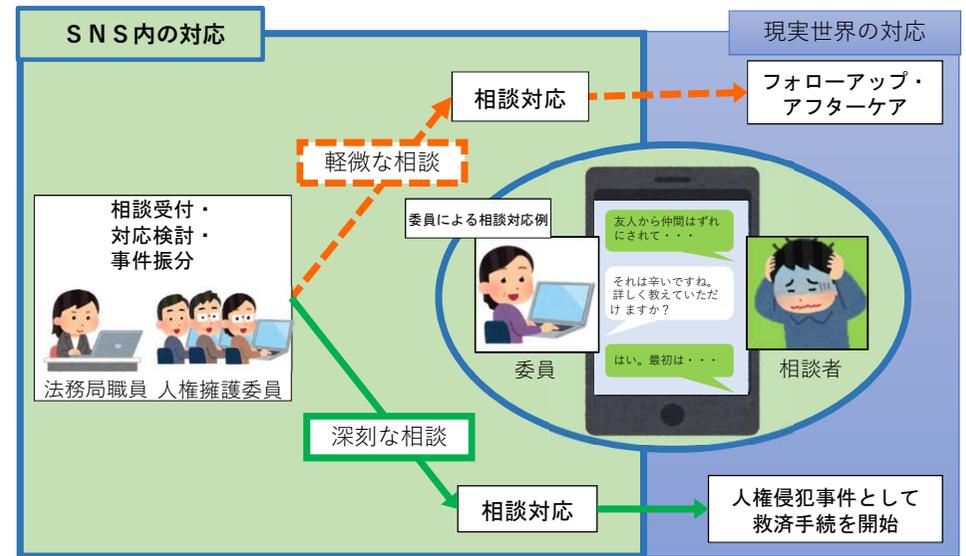


人権擁護委員による人権相談取扱件数

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
120,293	115,196	107,837	73,030	70,853

← コロナ前 コロナ後 →

● SNS人権相談の対応の流れ ●

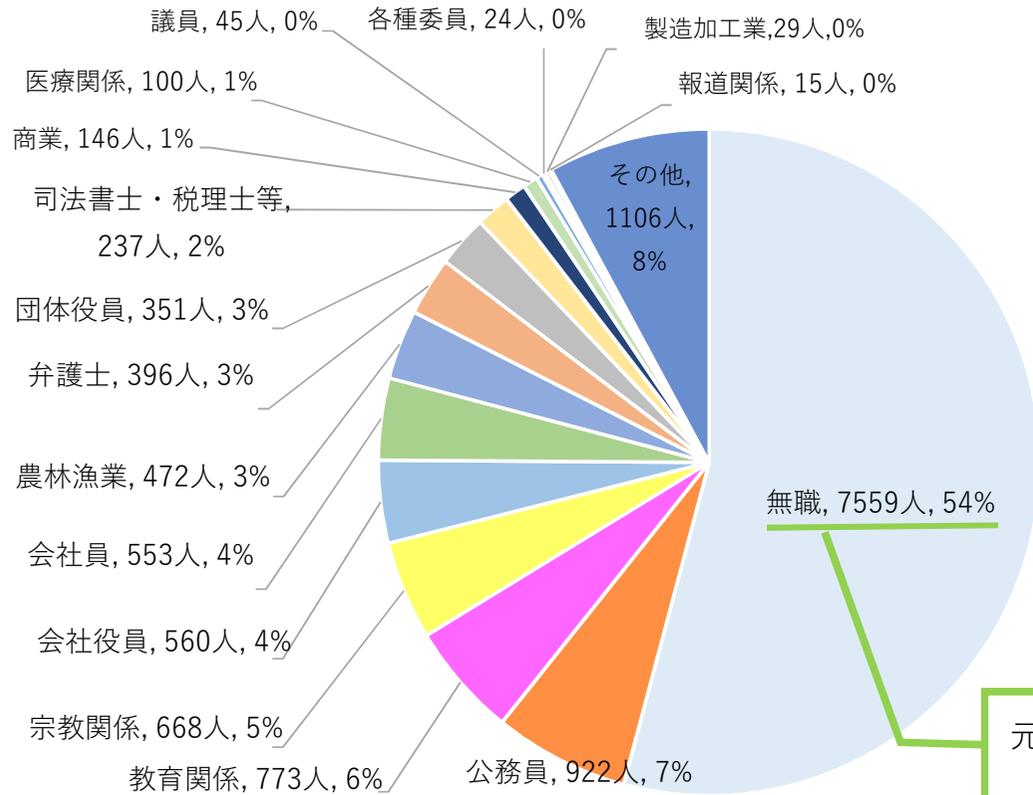


令和元年度 名古屋法務局で開始
 令和2年度 東京法務局で開始
 令和3年度 大阪法務局、福岡法務局で開始
 令和4年度 上記法務局管区内、広島法務局、仙台法務局、札幌法務局、高松法務局で開始予定

実施局の拡大

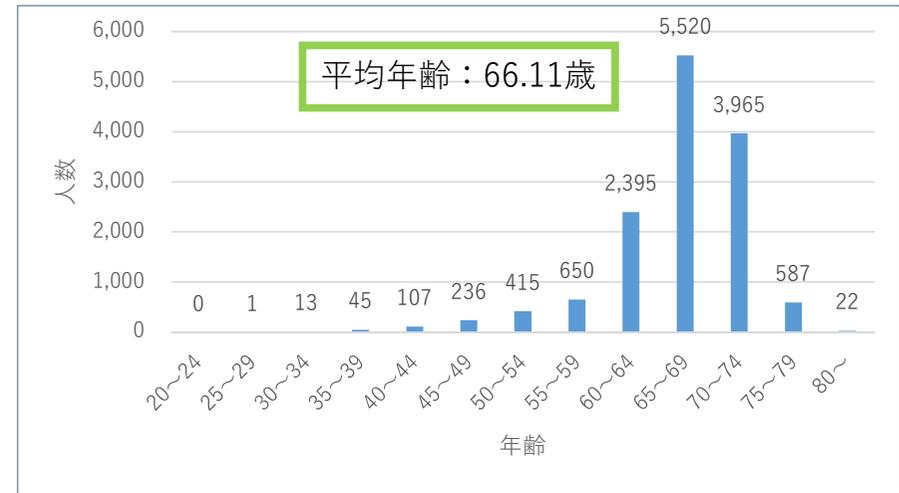
人権擁護委員の構成

人権擁護委員の職業



※令和4年1月1日現在
 ※端数処理の都合上、各職業の割合の合計は100%とならない

人権擁護委員の年齢



※令和4年1月1日現在

元教育関係者と元公務員がそれぞれ約3割前後

人権擁護委員の認知度向上に向けた取組

人権擁護委員の
認知度向上



- ・ 人権相談は、機微にわたるものも扱う。相談先である人権擁護委員が、安心して相談できる身近な存在であることを認知してもらい、相談の利用を促すこと。
- ・ 人権擁護委員の活動を広く知ってもらうことにより、なり手を確保すること

認知度向上のための取組

- 人権啓発活動、相談窓口の周知の機会を捉えた人権擁護委員の周知



人権教室の実施



SOSミニレターの配布



バナー広告



相談窓口広報ポスター

- ポスター、冊子、リーフレットの配布、掲示



ポスター



冊子



リーフレット

- 動画



YouTube法務省チャンネルにて公開

- ・ スポットCM（平成29年4月公開）
- ・ 広報用動画（平成31年2月公開）
一般向け／候補者向け 2種類

- 政府広報

令和4年6月3日放送
BS朝日「ビビるとさくらとトモに
深堀り！知るトビラ」

「サキドリ情報便！
あなたの街の相談パートナー 人権擁護委員」

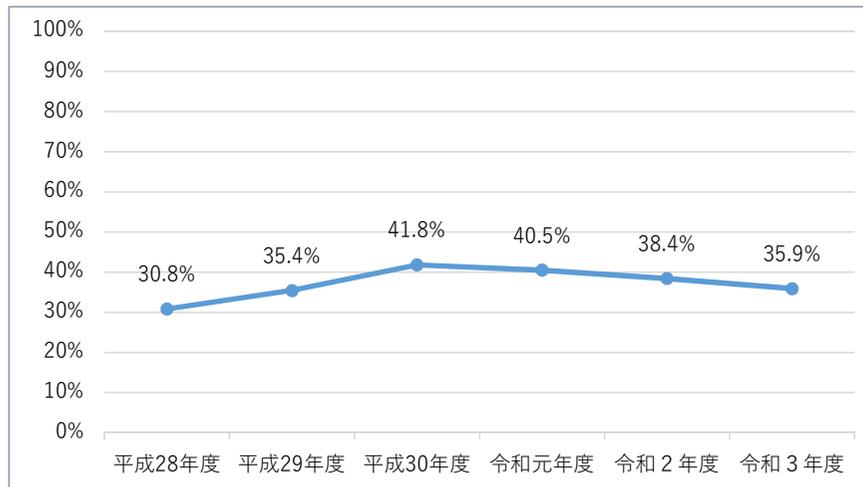


- 法務省公式SNSへの投稿（LINE、Twitter、Facebook）

- 地元テレビ局、ラジオ放送局への出演、市区町村広報誌への掲載等

人権擁護委員の認知度の推移

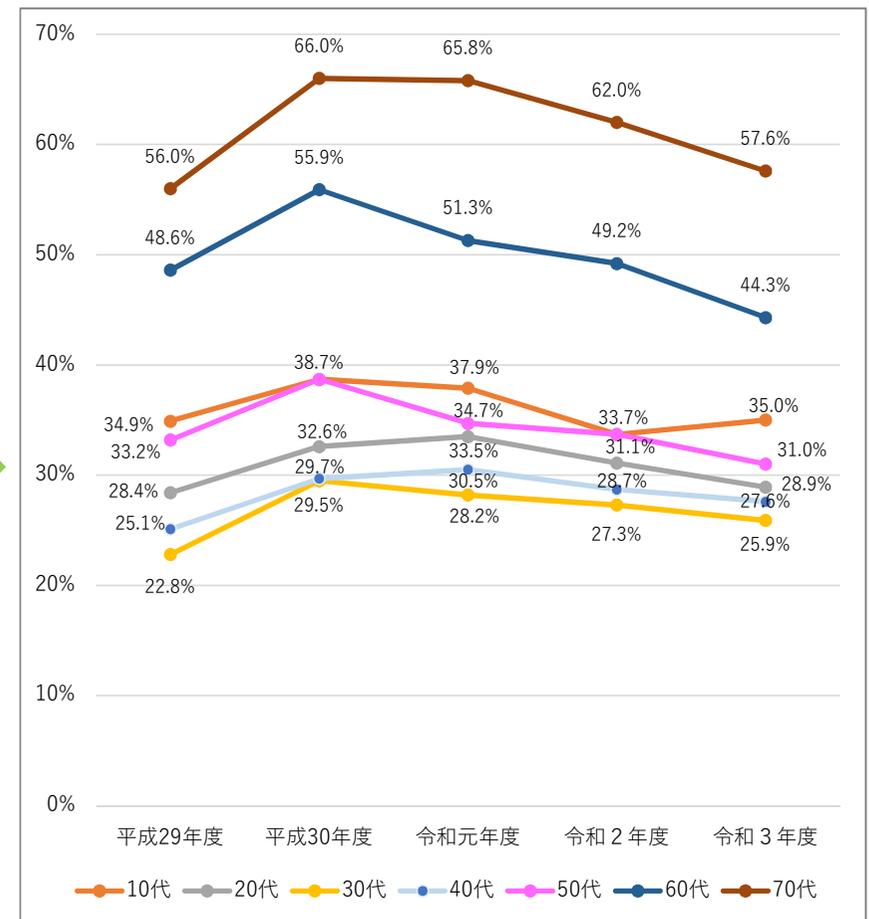
認知度の推移（全体）



※調査対象者数：18,000人

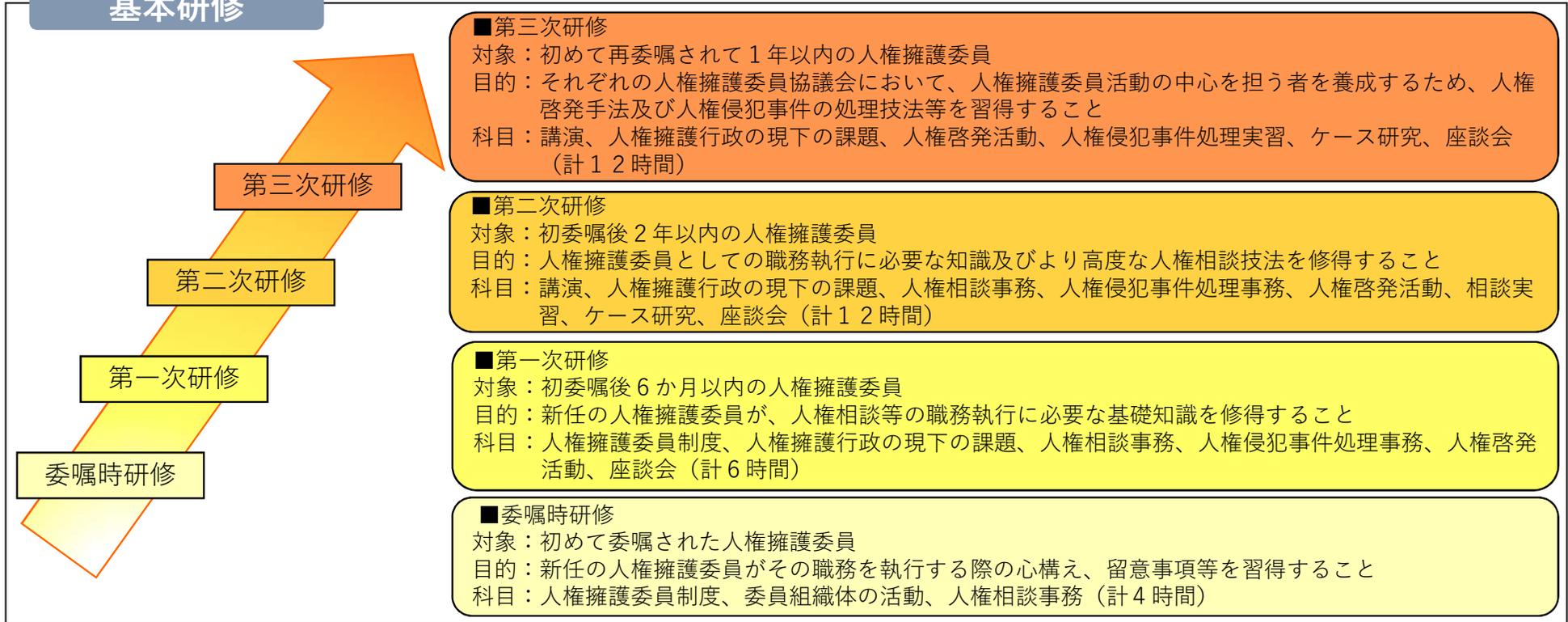
年代ごとの認知度

年代別の認知度の推移の比較



人権擁護委員の研修制度

基本研修



その他の研修

■人権相談対応研修

- ・カウンセリングやメンタルトレーニングに関する研修
- ・各法務局で年1回程度実施

■人権擁護委員指導者養成研修

法務省にて年1回、約80名を対象に実施

■委員組織体が開催する自主研修

部落差別、ハンセン病問題、アイヌ民族等の様々な人権課題に関する研修を委員組織体自身で企画して実施

等